

2026年5月18日

団体年金事業部

iDeCo加入可能年齢の引上げに伴う関係省令案に関するご意見の募集について

4月28日(火)に「国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案」に関する意見募集のパブリック・コメントが公示されました。意見の受付締切は、5月28日です。

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495260038&Mode=0>

改正の趣旨は、確定拠出年金法（DC法）が改正され、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入区分として第5号加入者（※）が2026年12月1日より追加されること等を踏まえ、関係省令の規定の整備を行うものです。

（※）第5号加入者とは、現行のDC法においてiDeCoに加入することができない60歳以上70歳未満の者であって、以下に該当する方のことです。

- ・ iDeCo加入申出の日の前日においてiDeCo加入者であった者、iDeCo運用指図者であった者、
- ・ 企業型確定拠出年金（企業型DC）の資産のiDeCoへの移換の申出をした者、
- ・ 確定給付企業年金の脱退一時金相当額や残余財産のiDeCoへの移換の申出をしようとする者
- ・ 企業年金連合会からiDeCoへの積立金の移換の申出をしようとする者

<主な改正内容>

- ・ 第5号加入者のうち企業年金（企業型DCや確定給付企業年金（DB）等）から資産を移換しようとする者がiDeCoの加入者の資格を取得した後において、厚生労働省令で定める期間（①）内に当該申出をしなかった場合、厚生労働省令で定める期間（②）を経過した日にiDeCoの加入者の資格を喪失すると規定しているところ、①及び②の厚生労働省令で定める期間をいずれも「資格を取得した日から起算して3月」とする。
- ・ iDeCoの加入者掛金の額は、拠出単位期間につき1回に限り変更することができるが、加入者区分の変更に伴い変更する場合、企業型DCの事業主掛金の額等が引き上がるときにiDeCo加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超えないようにiDeCo加入者掛金の額を引き下げ場合は、変更回数に含めない。
変更回数に含めないケースとして、「国民年金の付加保険料を納付したこと又は国民年金基金の掛金の額が引き上がることにより、iDeCo加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超えないようにiDeCo加入者掛金の額を引き下げ場合は」を追加する
- ・ 第5号加入者の新設に係る経過措置として、施行日（2026年12月1日）から起算して3年間は、次の①又は②に該当する者であって、申出時点で日本国内に居住する60歳以上70歳未満のものは、第5号加入者となることができる
 - ① 2026年12月1日においてiDeCo加入者に該当せず、かつ、2026年12月1日までの間において国民年金の被保険者であった者
例：施行日時点で60歳以上であるため国民年金被保険者ではないが、過去には国民年金被保険者であった者
 - ② 2026年12月1日から起算して1年以内に、iDeCo1号加入者～4号加入者でなくなった者
例：施行日時点で59歳の者
- ・ 拠出限度額が2026年12月1日から引き上げられることに伴い、同日から1年間は、改正前のDC令の規定による拠出限度額より多い額となるように、企業型DCの加入者掛金の額又はiDeCoの加入者掛金の額若しくは中小事業主掛金の額を引き上げる場合、それぞれの掛金の変更回数の制限の例外とする（第5号加入者に係るiDeCoの加入者掛金及び中小事業主掛金を引き上げる場合を除く。）。

【ご参考】年金通信のリンク

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令等の公布について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2123>

年金制度改正法の公布について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2043>